

八千代市中間検査基準

(目的)

第1条 工事の給付の完了確認をするにあたり、当該対象物の品質の上、検査事務の合理化及び完成検査の補完等を目的とし、この基準を定めるものとする。

(中間検査の実施)

第2条 八千代市工事検査要綱（以下「要綱」という。）第4条に規定する中間検査は、第1条の目的を達成するため実施するものとする。

2 中間検査は、完成、出来形検査の時期及び当該工事の契約の相手方（以下「契約者」という。）の実施工程を考慮し、工事の進捗状況、構造等不可視部分の確認、事業実施上の重要な変化点において、又は部分使用する場合に行うことを原則とする。

ただし、単純工事等（維持修繕、除草、区画線、植樹管理等）においては実施しないことができる。

(部分使用検査)

第3条 部分使用検査は、契約者に所有権は属したままであるが、特記仕様書に明示されているか、工事の進捗その他のやむを得ない事由等で、契約約款の規定により発注者と契約者間で書面による協議を取り交わした上で実施する検査である。

2 前項の検査を実施する場合、契約者は市長宛に中間検査願を提出するものとする。

3 前項の中間検査願を受理した工事担当課長は、要綱第7条第1項の手続を速やかに行わなければならない。

(段階技術検査)

第4条 段階技術検査は、工事の重要度、規模又は難易度等により特記仕様書にその頻度を明示し実施する検査である。

2 低入札価格調査実施要領第9条による監督・検査体制の強化に該当する工事（以下「低入札価格工事」という。）における段階技術検査は、前項の検査頻度を上げて又は項目を増やす形で行う検査である。

3 前2項の検査を実施する場合、契約者は、市長に対し中間検査願いを提出するものとする。

4 前項の中間検査願いを受理した工事担当課長は、要綱第7条第1項の手続を速やかに行わなければならない。

(確認検査)

第5条 要綱第4条でいう完了後においては出来形の確認が困難な場合の確認検査とは、不可視部分の確認、目的物の品質の向上、及び完成検査の補完を目的とし、市長が特に必要と認めた場合に実施する検査である。よって、部分的であることを条件に、契約者は中間検査願いの提出を省略することができる。ただし、要綱第7条第1項の手続は必要とし、工事担当課からの中間検査執行依頼書の提出を

受け、執行通知書の送付、検査報告書、検査調書の作成は行うものとする。この場合、成績採点表の作成は行わないものとする。

2. 検査職員による、中間検査としての確認検査と監督職員が行う検査（製品、材料、数量、据付）の確認立会との区分けは、対象物の工事全体に占める重要度を考え検査職員が決定する。

（中間検査の実施回数）

第6条 段階技術検査を行う場合の実施回数は、原則として、当初契約金額が5千万円から1億円未満の工事は1回、1億円から1億5千万円未満の工事は2回及び当初契約金額が1億5千万以上の工事は3回行うものとする。ただし、低入札価格工事又は工事の重要度、工期の長短に応じての検査回数については、監督職員と協議のうえ増減することが出来るものとする。

- 2 検査の実施時期の決定は、契約者との協議のもと監督職員が行うものとする。
- 3 出来形検査は中間検査を兼ねることができる。

（中間検査と完成、出来形検査との関係）

第7条 中間検査により確認した部分については、完成検査、出来形検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況等の変化や契約者の管理状況等から再度必要な場合、又検査員が指示したものはこの限りではない。

（中間検査と給付の確認検査との関係）

第8条 中間検査は、検査日までに完成した出来形部分については、確認するが給付の対象とはしない。

（中間検査の指定の時期）

第9条 段階技術検査の実施は、特記仕様書又は現場説明時の説明事項等で指定するものとする。

- 2 部分使用検査及び確認検査は、工事実施中に協議し実施するものとする。

（補則）

第10条 この基準に定めのない事項は、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基準は、平成19年7月1日より施行する。

附則

- 1 この基準は、平成24年11月15日より施行する。

附則

- 1 この基準は、令和2年4月1日以降に新たに契約する工事に適用する。

【参 考】

中間検査の指定対象工事に係る特記仕様書の記載例

1. 中間検査の対象工事

第〇〇条 本工事は、八千代市工事検査要綱第4条に規定する中間検査の指定対象工事とし中間検査を実施する。

(1) 中間検査の実施は、八千代市中間検査基準に基づき検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の変化点等で行うが実施時期は監督職員が指定する。

なお、検査日及び検査員氏名は別途通知する。

(2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。

(3) 工種及び項目・時期は次の表のとおりとする。

土木工事

区分	指定工種	項目・時期
河川	護岸・堤防	・本体工(鋼矢板・鋼管矢板)の一部打設又は完了時
		・裏込材の施工時又は完了時
	樋門・樋管	・本体工(杭・壁体杭・地盤改良等)の一部又は完了時
	水門	・本体工の鉄筋組立又は完了時
	堰(せき)	・型枠工の組立時又は完了時(コンクリート打設前)
	排水機場	・コンクリート一部打設又は完了時
	水路トンネル	・コンクリート捨てブロック・方塊ブロック・籠マット
	床止め・床固め	・ケーソン
消波・根固め	・構造物の埋戻し前	
砂防	砂防ダム	・基礎地盤掘削の一部又は完了時
		・河川等に準じる
	流路・床固め	・施工が1/2程度の段階
	斜面对策	・施工が1/2程度の段階
・コンクリート・モルタル吹付け		
	・アンカー工	

【参 考】

道路	構造物・土工	・構造物の基礎工，鉄筋組立時又は完了時
		・構造物の埋戻し前
		・施工が1/3～1/2程度完了時
		・河川等に準じる
	舗装	・路盤工が一部又は完了時
	橋梁下部	・基礎工の一部又は完了時
		・コンクリート一部打設又は完了時
		・河川等に準じる
	鋼橋上部	・架設工の初期段階または完了時
		・仮組立時又は社内検査終了時
	コンクリート橋	・鉄筋組立時又は完了時
	上部(PC・RC)	・コンクリート一部打設又は完了時
	トンネル	・支保工の一部又は完了時
・コンクリート一部打設又は完了時		
共同溝	・鉄筋組立時又は完了時	
	・コンクリート一部打設又は完了時	

(注)1. 多工種を含む工事は，主要工事の項目で実施

2. 施工段階及び変化点が明確でない工種は，工事内容の1/3～2/3程度の進捗で実施

建築・電気設備・機械設備工事

建築工事	土工事	根切り完了時
	防水工事	防水層施工完了時
	杭工事	捨コン完了後・杭芯ずれ等測定後
	鉄筋コンクリート 工事	鉄筋配筋検査(基礎各階等の工程の適時)
		躯体工事完了時
	鉄骨工事	建込完了時
	改修工事	進捗率概ね50%以上
	特殊工事等	完了時
	改造工事	耐震補強工事完了後
電気設備工事	配管・配線工事	主要配管・配線隠蔽前
	受変電設備工事	通電前
機械設備工事	配管工事	主要配管隠蔽前
	浄化槽設備	水張り前
部分使用	部分使用範囲の施工完了時	

【参考様式】

年 月 日

(あて先) 八千代市長

	住	所	_____
契約者	商号又は名称		
	代表者職氏名		印

中 間 検 査 願

下記工事について、第 回中間検査を実施願います。

記

- 1 工 事 名 _____
- 2 工事場所 _____
- 3 契約工期 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
- 4 契約金額 _____ 円
- 5 適 用 _____

